

# 6歳未満初の脳死



発行所  
山形新聞社  
山形市旅籠町2-5-12  
電話 代表023(622)5271  
Copyright (c) 2012  
Yamagata Shimbun

2012年  
6月14日  
〈木曜日〉

電子  
速報版

購読申し込み  
(9-17時)

0120-81-8040

やまがた  
ニュースオンライン  
yamagata-np.jp

携帯・スマホ  
yamagata-np.jp  
/mobile/



詳しくは山形新聞を  
ご覧ください。

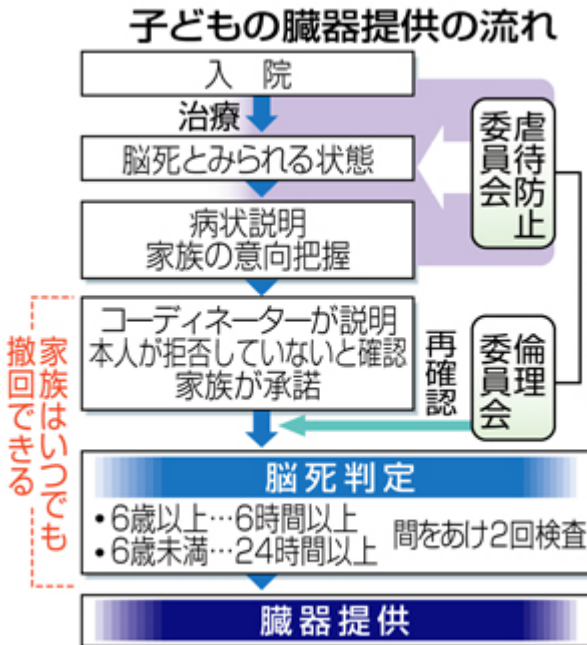
富山大病院

## 厳格な判定基準を適用

## 臓器提供、家族が承諾

日本臓器移植ネットワークは14日、6歳未満としては初の改正臓器移植法に基づく脳死判定を富山大病院が入院患者に行い、脳死と確認したと発表した。家族が臓器提供を承諾した。臓器が摘出され、移植される見通し。

虐待を受けていない  
ことを病院で確認



臓器提供できる条件を15歳未満にも広げた2010年7月の改正臓器移植法施行後、15歳未満の脳死判定は2例目だが、より厳格な判定基準を適用する6歳未満では1例目。脳死判定は、深い昏睡（こんすい）や瞳孔の散大などを確認する検査を時間を置いて2回実施し、14日午後2時11分に終了した。6歳以上の場合、間隔は6時間以上なのに対し、回復力が強いとき

臓器提供できない条件を15歳未満にも広げた2010年7月の改正臓器移植法施行後、15歳未満の脳死判定は2例目だが、より厳格な判定基準を適用する6歳未満では1例目。脳死判定は、深い昏睡（こんすい）や瞳孔の散大などを確認する検査を時間を置いて2回実施し、14日午後2時11分に終了した。6歳以上の場合、間隔は6時間以上なのに対し、回復力が強いとき

生前に拒否の意思表示をしていない限り、家族の承諾があれば脳死判定と臓器提供が可能になったため、年齢制限もなくなった。また、虐待を受けて死亡した子どもから臓器が提供されないよう、18歳未満の場合は脳死判定する病院の委員会が虐待の疑いがないか確認することになった。

1997年の臓器移植法の施行以来、脳死からの臓器提供には本人の書面による意思表示が必要だったため、実質的に提供ができていた。2010年7月に施行された改正法では、書面による意思表示が不要になり、

可能にした臓器移植法は1997年に施行。改正法施行で、本人が拒否の意思表示をしていなければ、家族の承諾により脳死判定、提供ができるようになり、臓器の大きさが適合する子どもへの移植が行いやすくなった。昨年4月には、関東甲信越地方の10歳以上15歳未満の少年に初めて脳死判定が行われた。